

## 熊本市工事技術検査要領

制定 令和2年 3月27日総務局長決裁

改正 令和4年12月16日総務局長決裁

### (目的)

第1条 この要領は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）第7条第1項を踏まえ、熊本市の所掌する工事について行う技術的検査（以下「技術検査」という。）に関し必要な事項を定め、もつて工事の適正かつ能率的な施工を確保するとともに工事に関する技術水準の向上に資することを目的とする。

### (技術検査の実施)

第2条 技術検査は、技術的な観点から工事中及び完成時の施工状況の確認及び評価を行うことをいう。

2 工事中の技術検査（以下「中間技術検査」という。）は、工事の施工の途中等において必要と認めるとき、並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第234の2第1項に基づく工事の部分完成検査又は出来高検査のときに行うものとする。

3 完成時の技術検査（以下「完成技術検査」という）は、地方自治法第234の2第1項に基づく工事の完成検査を実施するときに行うものとする。

### (技術検査を行う者)

第3条 技術検査を行う者は、熊本市工事検査規程（昭和63年1月6日制定）第8条第1号に定める検査員とする。

### (技術検査の方法)

第4条 前条の規定により検査員が技術検査を行うに当たって必要な技術的基準は、別に定めるところによるものとする。

2 検査員は、技術検査を行うため必要があるときは、工事担当課又は室の主査及び監督員並びに受注者に対し、当該工事に関する図書の提出、立会い又は工事に関する説明を求めることができるものとする。

### (中間技術検査)

第5条 中間技術検査は、当初契約金額4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上の工事のうち、工事担当課長及び検査室長が協議し必要と認めた工事を対象として実施する。ただし、単純工事（維持、除草、区画線、解体、植樹管理等）は実施しない。

2 前項にかかわらず、工事担当課長及び検査室長が協議し必要と認めた工事は、契約金額にかかわらず中間技術検査の対象とするものとする。

### (完成技術検査)

第6条 完成技術検査は、原則として1件の予定価格（合併入札の場合はその設計金額）が

250万円を超える工事について行うものとする。なお、当該工事の工事目的物の供用後の性能等が設計図書で規定された工事にあつては、予め定められた評価時期、評価項目、評価基準等により工事完成後に技術検査（以下「完成後技術検査」という。）を実施できるものとする。

（工事成績の評定）

第7条 検査員並びに工事担当課又は室の主査及び監督員は、別に定める熊本市請負工事成績評定要領（平成12年3月2日制定。以下「評定要領」という。）により、工事成績を評定しなければならない。

（技術検査の結果の報告及び通知）

第8条 検査員は、技術検査を完了した場合は、遅滞なく、当該技術検査の結果について様式第1号により、検査室長に報告するものとする。ただし、完成技術検査の結果の報告は、評定要領第7条に基づく評定の結果の報告に代えることができる。

2 検査室長は、前項の報告のうち必要な事項について、様式第2号により、受注者に通知するものとする。ただし、当該技術検査の結果に指摘事項等がない場合には、この通知を省略できるものとする。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行し、第5条の規定は、一般競争入札にあつては令和2年6月1日以後に公告する工事、随意契約にあつては令和2年6月1日以後に見積書の提出を求める工事から適用する。

附 則

この要領は、令和5年1月1日から施行する。